

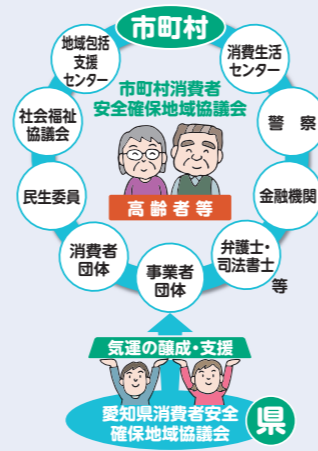
地域で高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワークづくりを支援しています!

愛知県では、高齢者等の消費者被害の深刻化を受け、ご本人への啓発に加え、その周りにいる人たちが高齢者等に気を配り、消費生活センターなどの機関に適切につなぐことにより、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりを進めています。

今年度も、消費者安全法に基づく愛知県消費者安全確保地域協議会構成員の方々と必要な取組についての情報交換を行うなど、引き続き市町村における見守りネットワークづくりの支援を行ってまいります。

見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)設置市町(30市町)

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、北名古屋市、みよし市、長久手市、扶桑町、幸田町 (2023年5月末現在)



認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も考えてみましょう

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護・支援する制度です。

この制度を利用することで、消費者トラブルを防ぐことができる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村の成年後見センターか、地域包括支援センターにお問合せください。

なお、「あいち地域包括支援ケアポータルサイト」から、お近くの地域包括支援センターを検索することができます。

[あいち地域包括支援ケアポータルサイト](#)

検索

【福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室】

[詳しくはこちら](#)

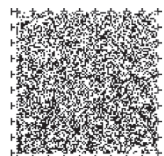


困った時は 早めに相談しましょう。 **消費者ホットライン ☎188** (いやや!)

愛知県消費生活総合センター (052)962-0999

名古屋市消費生活センター (052)222-9671	東海市消費生活センター (052)603-2211
岡崎市消費生活センター (0564)23-6459	大府市消費生活センター (0562)45-4538
一宮市消費生活センター (0586)71-2185	知多市消費生活センター (0562)36-2688
瀬戸市消費生活センター (0561)88-2679	知立市消費生活センター (0566)95-0195
知多半田消費生活センター (0569)32-2444 (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	尾張旭市消費生活センター (0561)53-2111
春日井市消費生活センター (0568)85-6616	岩倉市消費生活センター (0587)37-7867
海部地域消費生活センター (0567)23-0150 (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	豊明市消費生活センター (0562)85-3712
碧南市消費生活センター (0566)41-3311	日進・東郷消費生活センター (0561)56-0039(日進) (0561)38-3111(東郷)
刈谷市消費生活センター (0566)91-1195	清須市消費生活センター (052)325-5151
豊田消費生活センター (0565)33-0999	北名古屋市消費生活センター (0568)22-1111
安城市消費生活センター (0566)76-7749	みよし市消費生活センター (0561)32-8015
西尾市消費生活センター (0563)65-2161	長久手市消費生活センター (0561)64-6503
犬山市消費生活センター (0568)44-0398	扶桑町消費生活センター (0587)93-1111
常滑市消費生活センター (0569)47-6139	東三河消費生活総合センター (0532)51-2305
江南市消費生活センター (0587)53-0505	・東三河消費生活豊川センター (0533)89-2238
小牧市消費生活センター (0568)76-1119	・東三河消費生活蒲郡センター (0533)66-1204
稲沢市消費生活センター (0587)32-2594	・東三河消費生活新城センター (0536)23-6260
	・東三河消費生活田原センター (0531)23-3818

※相談は、原則それぞれの市町村にお住まいの方を対象としています。 ※相談受付日や時間は、市町村のWEBページや広報誌等で事前にご確認ください。 2023年4月1日現在



一人で悩まずご相談ください!

作成/愛知県民文化局県民生活部県民生活課
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603
・2023年8月作成

消費者トラブル情報を始め、暮らしの情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください!

[あいち暮らしWEB](#) 検索



高齢者の消費者トラブル未然防止特集号

みんなで気付いて
みんなで防ごう

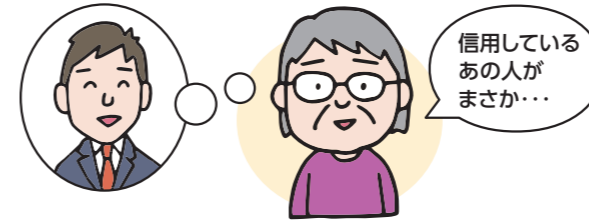
高齢者の消費者トラブル

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、高齢者ご本人が意識を高めていただくとともに、ご家族や周りの方々が悪質商法の手口を知り、日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守っていただくことが大切です。

「おかしいな」と思ったら、消費生活相談窓口へつないでいただき、高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう!

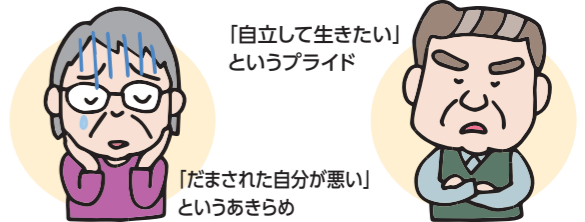
高齢者の消費者トラブルの特徴

だまされたことに気づきにくい



悪質業者の販売員は高齢者の信頼を得ようと言葉巧みに近づいてきます。消費者トラブルに遭っていることに、ご本人が気付いていないこともあります。

被害にあっても誰にも相談しない



被害にあったことを恥ずかしく思い、家族に迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いなどとあきらめて、誰にも話さないことがあります。



家庭で!

一人で悩まず、お早めにご相談ください!
消費者ホットライン ☎188
身近な消費生活相談窓口につながります。

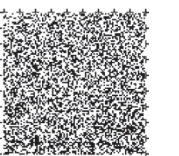


地域で!

目次

・高齢者の消費者トラブルの特徴	1	・愛知県警察本部からのお知らせ	5
・見守りチェックリスト	2	・クーリング・オフによる契約解除方法	6
・特定商取引法が改正されました	2	・地球にやさしい消費で、未来を変える	
・高齢者に多いトラブル事例		それがエシカル消費	7
事例1 定期購入①	3	・見守りネットワークのご紹介	8
事例2 定期購入②	3	・成年後見制度のご紹介	8
事例3 点検商法	4	・消費生活相談窓口のご案内	8
事例4 海産物の電話勧誘販売	4		
事例5 偽SMS・メール	5		

音声コードに対応しています。



愛知県

印刷・コピーOKです。
広くご活用ください。

高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト

家の様子について

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか



本人の様子について

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っている様子はないか

あの車…。
見たことないなあ？



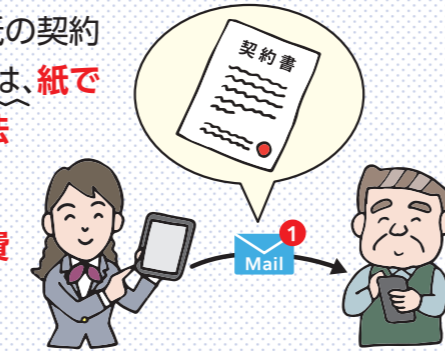
このような変化は

消費者トラブルに巻き込まれているサイン かもしれません。
高齢者のSOSを見逃さない ようにしましょう。

特定商取引法が改正されました ~2023年6月1日施行~

1 契約書面等の電子化に関する規定の新設

- 特定商取引法は、訪問販売等で契約を締結するにあたり、紙の契約書を交付することを義務づけていましたが、今回の改正では、**紙での交付を原則**としつつ、**消費者の承諾を得て、電磁的方法(電子メール等)による提供ができる**ようになりました。
- 電磁的方法による提供をするにあたっては、事業者は**消費者の承諾なしに(消費者に無断で)することはできません**。

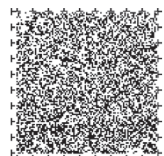


2 「電話勧誘販売」に関する規定の改正

- これまでは、テレビショッピングや新聞広告等を見て電話で注文する際、広告にない商品を不意打ち的に勧誘された場合も通信販売となり、クーリング・オフの適用がありませんでした。
- 今回の改正により、注文の電話で**広告にない商品を不意打ち的に勧誘された場合は電話勧誘販売**となり、**クーリング・オフが適用される場合**があります。

※特定商取引法の詳しい情報は、消費者庁のウェブページでご確認ください。

消費者庁 特定商取引法 検索



地球にやさしい消費で、未来を変えるそれが「エシカル消費」。

「エシカル」とは「倫理的な」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。
「安全・安心」、「品質」、「価格」に並ぶ新たな商品選択の尺度です。



「エシカル消費」の具体例



エシカル消費ってなに? ~環境への配慮編~



詳しくはこちら

エシカル消費ポータルサイト「エシカル×あいち」

エシカルあいち 検索



エシカル消費イメージ動画

エシカル消費の行動例やその効果など、エシカル消費をイメージできる動画です。

ご視聴はこちら!

